

## ファミサポ 援助活動に関する Q&A



### 《ファミリー・サポート・センターについて》

#### Q1 ファミリー・サポート・センターとは？

A1 地域で子育てを支え合う有償ボランティア活動です。育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）とその両方を兼ねる人（どっちも会員）を会員とする組織です。会員はセンターの構成員であり、センターは会員間で行う相互援助活動の調整を行います。

### 《会員登録について》

#### Q2 会員登録は、家族のうち誰がするのですか？

A2 おねがい会員の登録は、お母さんやお父さん等、主に利用する方が手続きをしてください。また、まかせて会員は家族の理解や協力も必要ですので、家族でよく相談してから登録してください。

#### Q3 年度途中から会員の区分を変更することはできますか？

A3 可能です。まかせて会員からどっちも会員に変更を希望する場合は、センターに連絡をして、手続きをしてください。

### 《援助について》

#### Q4 援助が必要になった時は？

A4 まずセンターで、おねがい会員として登録手続きをしてください。入会時に希望や特に伝えておきたいことがあればお知らせください。アドバイザーがおねがい会員のニーズに合ったまかせて会員をご紹介します。その後、おねがい会員とまかせて会員とで事前打ち合わせの日時と場所を決めてください。

#### Q5 事前打ち合わせは、どのように行ったらよいですか？

Q5 おねがい会員は、センターから紹介されたまかせて会員に連絡を取って、お互いに都合のよい日時を決めて、援助の必要なお子さんも一緒に顔合わせをしてください。そこで、具体的な援助内容について十分に協議していただいてから、援助を開始することになります。

#### Q6 依頼内容が事前打ち合わせと変わった場合は、どうしたらいいですか？

A6 まず、事前打ち合わせをしたまかせて会員に変更内容を連絡してください。まかせて会員の了解が得られれば、おねがい会員は、必ずその内容をセンターに連絡してください。また、まかせて会員の了解が得られない場合は、センターで別のまかせて会員をご紹介します。

Q7 子どもを預かってもらう場所はどこですか？

A7 原則は、まかせて会員の自宅ですが、お互いの了解があれば、おねがい会員の自宅や公園などでもお預かりできます。

Q8 紹介してもらったまかせて会員と、相性が合わないときはどうしたらいいですか？

A8 誰にでも、相性というものがありますので、もし、お子さんとの相性が悪いような場合には、センターにご相談いただければ、別のまかせて会員をご紹介いたします。ただし、条件によっては、援助してくれるまかせて会員が見つからない場合もあります。

Q9 直接、協力会員に援助活動の申し込みをしてもいいですか？

A9 援助活動の申し込みは、必ずセンターを通してください。センターへの依頼や報告のない活動は、サポート事業とみなされず保険補償の対象外となります。

Q10 預かってもらってからの時間延長はできますか？

A10 まかせて会員の承諾があればできます。報酬の額は、実際の活動時間となります。

Q11 一人のまかせて会員が複数の子どもを預かることはできますか？

A11 通常は、「1対1」での預かりが基本ですが、兄弟、姉妹の場合はその限りではありません。

Q12 兄弟で同じまかせて会員に預けられますか？

A12 兄弟、姉妹は同じまかせて会員にみてもらうことができます。利用料金は、2人目からは半額になります。

Q13 土曜日、日曜日、祝日も預かってもらえますか？

A13 援助ができるまかせて会員が見つければ可能です。ただし、報酬の額は、1時間当たり800円になります。

Q14 病気の子どものみを預かってもらえますか？

A14 子どもが病気の時には、容態が急変する可能性もあるため、申し訳ございませんがお預かりすることはできません。

Q15 急に援助が必要になってしまった場合に、援助をお願いできますか？

A15 援助が必要になった場合には、すぐにセンターとまかせて会員に連絡してください。まかせて会員が了承していただければ、対応できます。ただし、会員登録がまだ済んでいない方は、早急におねがい会員の登録を済ませて、まかせて会員との事前打ち合わせをしてからでないと、援助を受けることができません。

Q16 まかせて会員の自宅にペット(犬、猫等)がいても大丈夫ですか？

A16 お子さんのペット等に対するアレルギーの有無は、会員登録の際にお聞きしてあります。アレルギー等のないお子さんの援助をお願いすることになります。

#### 《報酬について》

Q17 報酬の支払いはどうすればよいですか？

A17 1回きりの援助の場合は、援助活動が終了した時に、まかせて会員が作成した「援助活動報告書」の内容を確認した上でサインをし、報酬をお支払いください。

援助が継続的にある場合には、まかせて会員が1か月分の「援助活動報告書」をまとめて作成しますので、月末に合計の報酬をお支払いください。

Q18 報酬を渡す時に、どのようなことに注意する必要がありますか？

A18 子どもの目の前で、現金をやり取りすることに対する配慮が必要です。直接現金を渡すのではなく、封筒等に入れて渡していただければ、お互いに気まずい思いをすることもないと思います。

Q19 まかせて会員の報酬には税金がかかりますか？

A19 援助活動で得た報酬は、税法上「雑所得」となります。報酬額から経費を差し引いた額が年間で38万円(基礎控除額)を超えると、課税対象となります。  
サラリーマンの方は、給与所得及び退職所得以外の雑所得を含めた金額の合計が、年間20万円を超えると、年末調整または確定申告の対象となります。  
(※詳細は、勤務先及び国税庁のホームページ、税務署でご確認ください)。

#### 《保険について》

Q20 相互援助活動中に事故が起こった場合、何か補償はありますか？

A20 センターは、直接には事故の責任を負う立場にはありませんが、会員が行う相互援助活動中の子どもやまかせて会員の事故に備えて、(財)女性労働協会が取り扱うファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入しています。加入の際の個人の負担はありません。

※その他、何かご不明な点がございましたら  
ファミリー・サポート・センターさのまで  
お気軽にお問合せください。

みんないこ  
TEL・FAX 0283-22-0115

